

# 将来の漁業を担う新規就業者を確保するため、 新規就業者の育成を支援します ～ 新規漁業就業者総合支援事業 ～

## 実施主体

一般社団法人 全国漁業就業者確保育成センター

## 主な事業要件

### 【新規漁業就業者確保事業】

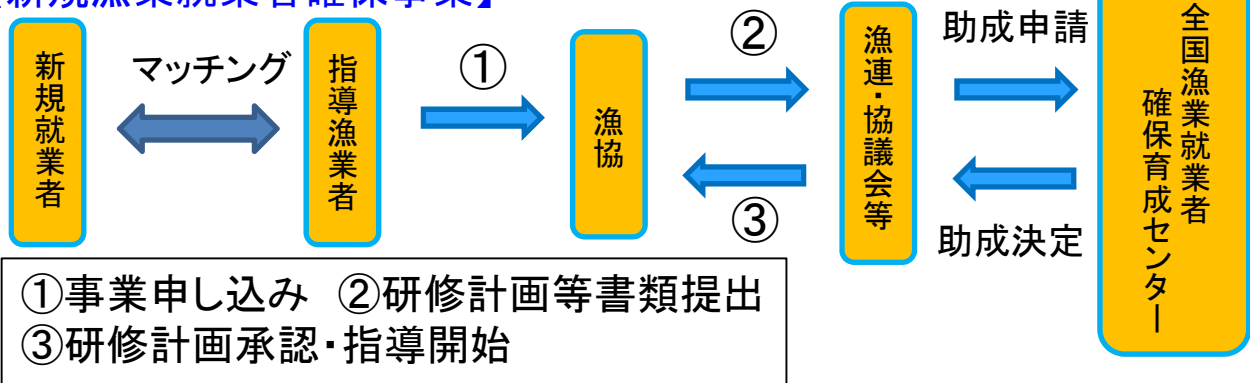
- 研修生は漁業への就業意欲が高く、これまで1年以上漁業に従事したことがないこと等が必要です。
- 指導者については、研修生との関係が4親等以上であること、漁業研修のみを目的としていないこと等が必要です。

### 【青年就業準備給付金事業】

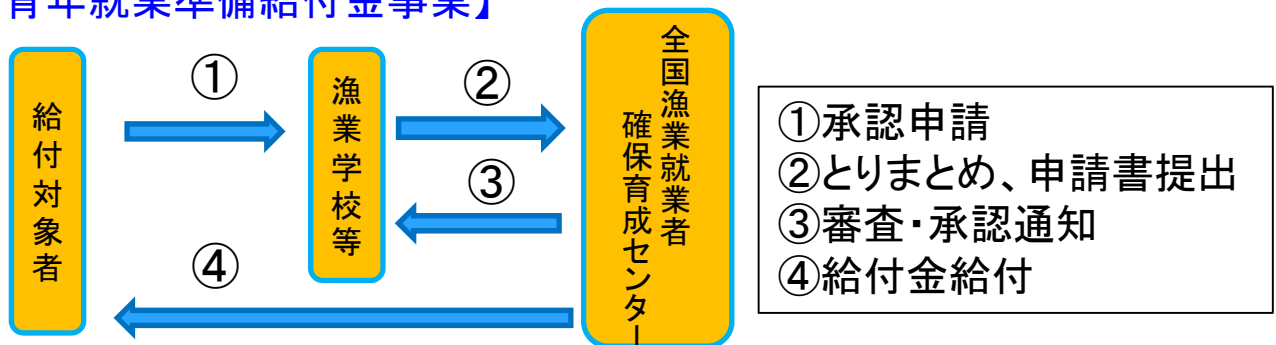
- 給付金研修生は都道府県が認めた漁業学校等において研修を受けること
  - これまでに漁業を経営したことがないこと
  - 常勤の雇用契約を結んでいないこと
  - 就業予定時の年齢が45歳未満であること
  - 学校卒業後、3親等以内の親族の下で就業しないこと
- 等が必要です。

## 事業の流れ

### 【新規漁業就業者確保事業】



### 【青年就業準備給付金事業】

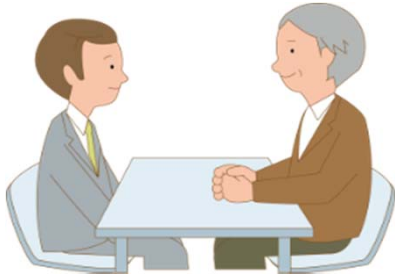


## 支援内容

### 【新規漁業就業者確保事業】

1. 就業相談会の開催、長期研修における指導謝金を支援します

#### 就業相談会を開催



面談を通じてやる気のある新規  
就業希望者を見つけられます。

※各漁協・漁連、就業者センター等  
にお問い合わせください

マッチングが成立したら

#### 漁業現場で研修生を受入れ



研修生の漁業就業形態により、  
指導謝金月9.4～28.2万円  
(最長3年間)  
が、指導漁業者に助成されます。

**補助率** 定額

2. 研修生に対して、傷害保険等の安全対策費や漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工等に関わる講習等を支援します



**補助率** 定額

### 【青年就業準備給付金事業】

3. 漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対して、給付金(150万円/年)を支援します



**補助率** 定額

詳しくは、水産庁漁政部企画課(☎03-6744-2340)までお問い合わせください。